

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第31条第3項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

1 公表案件名

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の違反案件の公表について

2 条例に違反した者の氏名及び住所

行為者 氏名 一般社団法人地域情報協会 代表理事 清水幹夫
住所 岡崎市小呂町字5丁目10番地

3 公表に係る事実行為

行為者は、豊田市東広瀬町石田25番3ほかにおいて、条例第6条第8号の規定に該当する開発事業を、条例第15条第1項の承認を受けずに行っており、条例第9条に違反していると認められる。

当市は、行為者に対し、条例第28条第1項に基づく勧告を行うため、条例第31条第1項に基づき、令和3年5月26日付けで、開発事業内容の報告を求めたが、履行期限の令和3年6月9日を経過しても履行しなかったため、3度の文書催告を行ったが、履行されなかった。